

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年12月1日(火) 午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール
3. 出席委員 (47名)

会 長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎	12番	竹葉 邦政
13番	谷本 宏明	14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
17番	濱田 金治	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

3番 今西 功尚 4番 上田 一徳

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 認定電気通信事業の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に

対する回答について

- 報告第3号 農地法第6条の規定による報告について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第5号 諸証明について
報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第7号 農地転用確認交付申請書について
報告第8号 農地原形変更届出書について
報告第9号 農地法第4・5条許可（令和2年10・11月定例総会分）について（令和2年10月16日～令和2年11月13日までの事務局処理事案）
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員23名であります。定足数に達しておりますので、ただ今より令和2年12月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

失礼いたします。年の瀬も迫って参りました。今年はコロナ、コロナで一年間が過ぎ

ていったように思います。これまでに無い世の中の状況でございまして、まあ農業の方はためしになるという事は少ない訳でございしますが、社会全体の構造が変わってきた、働き方が変わってきた、このような時代の中でこれからの農業のあり方、ミカンの販売の仕方等々と変わってくるかと思っております。その中でこの農地を守っていこうという措置の中で、色んなまたこれまでとはまた変わったような状況があるかもしれません。そういう中で皆さん方のお力を今後ともお借りしたいと思っております。

やっと涼しくと言いますか、寒くなって参りましてこの暖冬の中です、まあ野菜は価格が低迷したりですね、ミカンの方も20号が浮き皮になったり、また今年もウンカの発生があったりという事ですね、気象の方も変わってきております。そういう中で、日々農業をしながらその変化というものに対応していかなければならない。私達の仕事も大変なものになっている状況でございしますが、これを機会に今後ともこの変化に対応するような社会作り、農業地域作りを目指していただきたいという風に思っております。

本日も議案の方そろっております。また皆様の慎重なご審議を賜りたいという風に思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

本日は全員出席で欠席0です。

《 会 長 》

はい。ありがとうございました。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に今西委員、上田委員を指名いたします。

まず報告第1号から第9号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第9号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第9号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

《平山委員》

報告第7号の3番ですが〇〇〇〇さんはなぜここにのっているのですか。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《今西次長》

報告第7号の農地転用確認交付申請書というのは、転用許可を取って住宅ができる
と、この方については自己住宅なのですが、住宅が完成をした時に転用確認というの
を許可の要件として許可書に付いております。それを事務局に申請があつて確認して
申請書を処理しております。以上です。

《 会 長 》

平山委員よろしいでしょうか。

《平山委員》

はい。分かりました。

《 会 長 》

他にご質問ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたしま
す。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布
の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《土居和宏委員》

失礼します。担当の土居と申します。今ほど事務局から説明がありました。私も現
地を確認しました。何の問題もないと思います。

《上田委員》

吉田町担当の上田です。2件ありまして、何の問題もないと報告いたします。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

失礼します。議案27番、28番について説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは、太陽光発電の設置場所を探していた所、△△△△さんの畑が条件にあっており、話し合いの結果売買が成立し、所有権移転となりました。11月27日に小清水会長始め事務局、関係者立会いの元現地調査をいたしました。この地域は以前、国土調査を終え境界もハッキリしており、現地は畑で段々畑となっておりますが、基礎工事はせずに現状のまま雑木は茂っておりますが、それは伐採して太陽光パネルを設置するという事です。現地の正面に民家がありパネルが反射をしてトラブルの心配をしておりましたが、関係者の話によりますと方向的に反射しない。最近のパネルは反射がしにくいパネルになっているという事で何ら問題はないと思います。

《末光委員》

失礼します。末光です。議案2号の29番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて自己住宅敷地にするという申請です。この案件に

つきましては、11月27日に会長始め関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用する事によって周囲に被害は無く問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

はい。失礼いたします。27番、28番の議案についてなのですが、土地の所在地で地図を拝見しますと併設しております。譲受人、譲渡人、転用目的は同一となっております。その議案を二つに分かれているという事は転用計画が別々に出されているという理解でよろしいのでしょうか。

《今西次長》

はい。そのとおりでございます。

《井上委員》

同一にはならないのですか。

《今西次長》

同一の話も事務局内ではあったのですが、太陽光についての申請。経済産業省の申請を二件で取られておりますので、その関係もありまして二件の申請になっております。

《井上委員》

分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおり承認することと決定いたしました。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和

島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第3号議案書をもとに朗読、説明）

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

失礼します。239番、240番を説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんは更新であります。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ありません。

《濱田委員》

241番について説明いたします。更新であり、設定を受ける〇〇〇〇株式会社は農業法人で他にも多くの農地を借りて経営拡大を行っております。何ら問題ありません。

《清家委員》

失礼いたします。242番について説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは更新です。問題ありません。

《三好委員》

243番、244番について説明いたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんから新規に土地を借りられて耕作するという事で何ら問題ないと思います。

244番、〇〇〇〇さんが△△△△さんから新規に土地を借りて耕作するという事で何ら問題ないと思います。

《平山委員》

失礼します。245番、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが借りるのですが、□□□□さんは40代の息子さんの二人が会社員なのですが、休みの日は手伝ってもらっているので◇◇◇◇さんは72才ではございますが息子が手伝っておりますので何ら問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼いたします。246番、247番について説明いたします。利用権を設定する伊吹町の〇〇〇〇さんは小沢川お一人住まいの△△△△さん74歳の方の息子さんで、お

父さんが高齢になられて耕作する人を探していました。設定を受ける□□□□さんは大変農業に熱心で、何ら問題ないと思います。

247番、ここも利用権を設定する人が大阪にお住いの○○○○さんも△△△△さんの娘さんと聞いております。従いましてお父さんの方は耕作が難しいという事で□□□□さんに耕作をお願いするという事で何の問題もありません。

《富永委員》

248番、249番、250番についてご説明いたします。

○○○○さんは高齢のために△△△△さんと契約を結んだという事で、新規になります。問題ないと思います。

249番、○○○○さんから△△△△さんに利用権の設定をしたものの更新です。

250番の○○○○さんは△△△△君のお婆さんで、□□□□さんの奥さんです。◇◇◇◇さんに更新という事で利用権の設定で何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

失礼します。251番、252番について説明いたします。

251番、○○○○さんが△△△△さんから依頼を受けて利用権の設定の更新であります。この方は前任の農業委員であります。活発にリーダー的に地域農業を引っ張っていらっしゃる方なので何ら問題ないと思います。

252番、○○○○さんが△△△△さんに耕作を依頼しました。依頼する側と依頼を受ける側の年齢が逆転しております。しかしながらこの人も非常に熱心な農家でありそれを見ていただいたら分かるのですが、三間町□□□□という集落はこじんまりした集落であります。三間町の集落にはそれぞれ独特の水利権利用の秩序や田畑の畦畔の維持管理についての暗黙の約束事がございます。そういった事をキチンとやっていく地元の方なので何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

253番について説明いたします。利用権設定をする○○○○さんは高齢のため耕作が難しいという事で耕作者を探していた所、△△△△君が耕作をするという事でまともっております。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおられますので何の問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

254番、○○○○さんが△△△△さんの土地を新規に耕作するようになりました。何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

255番について説明いたします。○○○○さんの土地を△△△△さんが借りるという案件であります。新規ということになっております。□□□□さんはこの地区一の熱心なミカン農家でございます。何ら問題ないと思います。

《渡邊委員》

256番を説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんについては親族関係でありまして、□□□□さんと話がまとまっておりますので問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

257番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんは以前から△△△△さんと利用権を設定されておられます。今回、□□□□さんの後継者◇◇◇◇さんが耕作をするという事で新規になっております。何ら問題ないと思います。

《宮口委員》

失礼します。258番について説明いたします。先日、〇〇〇〇さんから説明があり今までどおり耕作するという事で更新であります。何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

失礼します。17番、18番について説明いたします。〇〇〇〇さん50歳です。熱心な耕作者で認定農業者のリーダー的な存在でございます。△△△△さん、□□□□さんはそれぞれ労力不足と後継者が居ないため、高齢のため所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《富永委員》

19番について説明いたします。〇〇〇〇さんから△△△△さんに所有権移転するのですが、□□□□さんは高齢と労力不足のために以前から飼料作物を作っていた曾我さんに所有権移転するという事で何ら問題ないと思います。

《薬師寺委員》

20番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは叔母と甥の親戚関係です。元々□□□□さんが作られていたのですが、所有権移転するという事です。◇◇◇◇さんの所は家族三人で一生懸命農業に励んでおられますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、承認をされます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和2年12月定例総会の議案を終了いたします。